**平成２１年（再口）第６号**
秋田市仁井田目長田１丁目４番26号
再生債務者　東海林勝志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月19日
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（再口）第３号**
岡山市北区西辛川312番地６
再生債務者　小林　安彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月19日
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（再口）第１４号**
北九州市戸畑区西鞘ケ谷町19番６―36号
再生債務者　原　　満之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月９日まで
平成21年10月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（再口）第４０号**
大阪市阿倍野区王子町１丁目２番19号
再生債務者　吉田　明彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月13日まで
平成21年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再口）第１００９２号**
千葉県長生郡白子町関7325―10
再生債務者　笠原　　薫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月２日まで
平成21年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

**平成２０年（再口）第５号**
栃木県小山市扶桑３丁目６番12号　扶桑市営住宅38棟555号
再生債務者　佐藤　正行
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成21年９月18日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月５日まで
平成21年10月15日
宇都宮地方裁判所栃木支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２０年（再口）第１５２号**
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番11号
再生債務者　小川　晃功
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再口）第１０号**
沖縄県豊見城市字豊見城1041番地の19
再生債務者　佐久本真澄美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（再口）第４号**
埼玉県児玉郡上里町大字七本木589番地４
再生債務者　飯塚　英昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（再口）第２号**
長野県上伊那郡宮田村3556番地３
再生債務者　春日　文武
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月16日　長野地方裁判所伊那支部

**平成２１年（再口）第３号**
香川県高松市屋島西町2311番地　県住11―303
再生債務者　森本　　建
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２１年（再口）第１０号**
札幌市手稲区富丘２条５丁目３番11号
再生債務者　鈴木　邦彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（再口）第２０号**
青森市大字安田字近野７番地24
再生債務者　須藤　　守
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
青森地方裁判所民事部再生係

**平成２１年（再口）第１１号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目18番６号
再生債務者　齊藤　康弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（再口）第１１号**
大阪府和泉市若樫町721番地
再生債務者　宮本　克実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**平成２１年（再口）第１号**
北海道小樽市桜５丁目27番５号
再生債務者　塩崎　　浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（再口）第３号**
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目20番地１　グローリアス東刈谷第２―502号
再生債務者　山村　　茂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

## 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成 21 年 10 月６日
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
理事長　シドニー・ブレナー
記
ロバート・バックマン
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事に任命する。
（平成21年９月30日）